

民事訴訟・行政訴訟の訴え提起における郵便切手の予納額

※高松高等裁判所への控訴提起も同額です。

●当事者（原告、被告）がそれぞれ1名の場合

合計7,050円

内訳

10円×10枚

20円×10枚

110円×25枚

500円×8枚

●当事者1名増えるごとに次の額を加算（ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。）

合計1,220円

内訳

110円×2枚

500円×2枚